

聖籠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

聖籠町長 渡邊 廣吉

#### 聖籠町条例第24号

##### 聖籠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

聖籠町国民健康保険税条例（昭和34年聖籠町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項ただし書中「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項ただし書中「14万円」を「16万円」に改める。

第19条中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に、「14万円」を「16万円」に改め、同条第2号中「245,000円」を「260,000円」に改め、同条第3号中「450,000円」を「470,000円」に改める。

第22条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

##### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 改正後の聖籠町国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（聖籠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 聖籠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成26年聖籠町条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第1条を次のように改める。

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、附則第16項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）については、平成28年1月1日から施行する。